

栃議第277号
令和5年12月21日

栃木県選挙管理委員会
委員長 伊藤 勤 様

栃木県議会議長 佐藤 良

栃木県選挙管理委員及び同補充員の選挙結果について

令和5年12月21日の会議において栃木県選挙管理委員及び同補充員の選挙を行った結果、次の者が当選人と決定したので通知します。

記

1 栃木県選挙管理委員

◎当選人の氏名

青 田 賢 之
金 田 尊 男
杉 田 明 子
松 永 安優美

2 栃木県選挙管理委員補充員（補充員の順序は番号順）

◎当選人の氏名

1 前 田 智恵子
2 鎌 形 俊 之
3 島 田 嘉 紀
4 荒 井 敦 子

○地方自治法（抜粋）

[委員長]

第百八十七条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

- ② 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- ③ 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

[招集]

第百八十八条 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときには、委員長は、これを招集しなければならない。

○栃木県選挙管理委員会規程（抜粋）

第一条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、くじでこれを定める。

委員会は、委員中に異議がないときは、第一項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。

委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所氏名を告示しなければならない。

第五条 委員改選後に初めて委員会を招集する場合においては、地方自治法第百八十八条の規程による委員長の職務は、書記長がこれを行うものとする。

選挙管理委員会の概要

1 構成

委員 4名（委員長1名、職務代理1名、委員2名）
補充員 4名

2 組織

- (1) 選挙管理委員会は、4人の委員で構成される合議制の執行機関であり、選挙の管理執行及び選挙に関する啓発、周知等の事務を行う。
- (2) 委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会により選挙され、その任期は4年である。
- (3) 委員長は委員の中から選挙され、委員長に事故があり又は欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- (4) 会議は3人以上の委員の出席により開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (5) 委員又は補充員は、それぞれその中の2人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者であってはならない。
- (6) 委員が欠けた場合は、委員長が補充員の中から補欠する。

3 身分等

- (1) 身分
委員は、特別職の地方公務員に属し、地方公務員法の適用はない。
- (2) 立候補制限
委員は、在職中、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における候補者となることができない。
- (3) 兼職禁止
委員は、次に掲げる職と兼ねることができない。
 - ① 衆議院議員及び参議院議員
 - ② 検察官、警察官、収税官吏及び公安委員会委員
 - ③ 地方公共団体の議会の議員及び長
 - ④ 教育委員
- (4) 兼業禁止
委員は、その職務に関し請負をすることができない。
- (5) 選挙運動に関する制限
委員は、在職中、選挙運動をすることができない。

4 運営

定例会（毎月1回） ※原則第3水曜日
臨時会（委員長が必要と認めたとき又は委員から請求があったとき）

5 職 務

- (1) 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関すること。
- (2) 選挙又は当選の争訟に関すること。
- (3) 選挙啓発に関すること。
- (4) 市町選挙管理委員会への助言等に関すること。
- (5) 直接請求に関すること。
- (6) 政党その他の政治団体に関すること。
- (7) 諸会議等への出席

○選挙時における説明会、関係機関打合せ等への出席

(委員長約5回、委員1～2回程度)

○その他各種会議・研修会等への出席

(年間、委員長約5回、委員約2回)

- ・ 都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会総会 (2回) [委員長(委員)]
- ・ 都道府県選挙管理委員会連合会総会 [委員長(委員)]
- ・ 市町選管委員・明るい選挙推進協議会長等研修会 [委員長(委員)]
- ・ 明るい選挙啓発ポスターコンクール県審査 [委員長]
- ・ 明るい選挙推進研究大会 [委員長又は委員]

6 事務局（総合政策部市町村課内）

- ・ 書 記 長（総合政策部次長兼市町村課長）
- ・ 書記長代理（市町村課主幹兼課長補佐）
- ・ 管 理 係 長（管理担当リーダー）
- ・ 選 挙 係 長（選挙担当リーダー）
- ・ 書 記（市町村課職員）

◇ 選挙管理委員の補充員について

- (1) 補充員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会により選挙され、その任期は4年である。
- (2) 選挙管理委員（臨時委員）への就任
委員に欠員が生じた場合、選挙管理委員に就任する。
- (3) 会議への出席
委員の事故又は除斥により、会議に出席する委員の数が定足数（3人）に達しない場合、臨時に選挙管理委員として会議に出席する。

〔除斥事由〕

議事が委員の自己・父母・子等の一身上に関する事件等に関する場合、その委員は議事に参与できない。

- (4) 補欠の順序
議会での選挙において定めた順序による。
- (5) 身分等
補充員は、委員に補欠されるべき地位にあり、選挙管理委員のような身分上の制約は受けない。
なお、補充員が委員に補欠された場合には、委員としての身分・職務上の制約を受けることになる。
- (6) その他
補充員に就任された時から、その任期間、栃木県明るい選挙推進協議会委員に就任いただいている。

〔栃木県明るい選挙推進協議会〕

栃木県選挙管理委員会と連携して、明るい選挙推進運動の中核として選挙啓発を行う民間団体

関係機関及び団体等一覧

○中央選挙管理会

委員長 宮里 猛
委員長職務代理者 神本 美恵子
委員 門山 泰明
委員 西 博義
委員 橋本 雅史

○総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 ☎03-55253-5111 (代)
総務大臣 松本 剛明
総務副大臣 渡辺 孝一、馬場 成志
事務次官 内藤 尚志
選挙部長 笠置 隆範 選挙課長 清田 浩史
管理課長 北村 朋生 政治資金課長 長谷川 孝

○公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7F
☎03-6380-9891
会長 佐々木 毅
理事長 門山 泰明 事務局長 古川 貴一

○都道府県選挙管理委員会連合会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-12-15 東洋新宿ビル3F
☎03-6273-0548
会長 東京都選挙管理委員会委員長 (関東甲信越静支会長)
副会長 福岡県 " (九州支会長)
副会長 広島県 " (中国支会長)
副会長 愛知県 " (東海北陸支会長)

○都道府県選挙管理委員会連合会関東甲信越静支会

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一庁舎N40階
東京都選挙管理委員会内 ☎03-5000-7255
支会長 東京都選挙管理委員会委員長

○栃木県明るい選挙推進協議会

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県選挙管理委員会内

会 長 市 村 充 章 (白鷗大学名誉教授)

副会長 矢古宇 克 (県市町村選挙管理委員会連合会長)
(宇都宮市選挙管理委員会委員長)

委 員 寺 山 厚 子 (県地域婦人連絡協議会長)

高 橋 信 雄 (県連合青年団長)

田 中 芳 浩 (県PTA連合会専務理事)

赤 羽 久美子 (県総合政策部広報課長)

山 下 拓 男 (県教育委員会事務局高校教育課長)

長 野 辰 男 (県教育委員会事務局生涯学習課長)

三 田 妃路佳 (宇都宮大学地域デザイン科学部准教授)

前 田 智恵子 (県選挙管理委員会補充員)
(株式会社前田牧場専務取締役)

鎌 形 俊 之 (県選挙管理委員会補充員)
(日本公認会計士協会東京会栃木県会会長)

島 田 嘉 紀 (県選挙管理委員会補充員)
(第一酒造株式会社代表取締役社長)

荒 井 敦 子 (県選挙管理委員会補充員)
(建築士)

○ 選挙の管理執行及び市町村選挙事務指導

(1) 選挙の管理執行

公職の種類	任期満了日	選挙の執行
知事	令和6(2024)年12月8日	任期満了日前30日以内
参議院議員 (令和元年改選) (令和4年改選)	令和7(2025)年7月28日 令和10(2028)年7月25日	原則任期満了日前30日以内
衆議院議員	令和7(2025)年10月30日	原則任期満了日前30日以内 解散の日から40日以内
県議会議員	令和9(2027)年4月29日	統一地方選挙として執行する 場合、特例法の定める日

(2) 市町選挙事務指導

・ 令和6(2024)年執行予定の選挙

首長: 矢板(4月7日投票)、鹿沼(6月9日投票)、宇都宮、小山、野木、
塩谷

議会: 該当なし

市町長及び市町議会議員の任期満了日一覧

R5(2023).12.31現在

市町名	令和6(2024)年		令和7(2025)年		令和8(2026)年		令和9(2027)年	
	首長	議員	首長	議員	首長	議員	首長	議員
1 宇都宮市	11.27							○4.30
2 足利市			5.12					○4.30
3 栃木市					4.24	4.24		
4 佐野市			4.16	4.16				
5 鹿沼市	6.20							9.19
6 日光市			5.22			4.22		
7 小山市	7.30							○4.29
8 真岡市			5.14					○4.29
9 大田原市					4.7			11.30
10 矢板市	4.16							○4.29
11 那須塩原市				4.30			○4.20	
12 さくら市			4.23			11.30		
13 那須烏山市			11.5			4.30		
14 下野市					8.5	4.30		
15 上三川町		1.21					○5.28	
16 益子町					4.19			○4.30
17 茂木町					7.18			○5.5
18 市貝町			11.21					○5.2
19 芳賀町							○5.17	○4.30
20 壬生町					4.15	4.15		
21 野木町	8.23							○4.30
22 塩谷町	8.28			5.9				
23 高根沢町			4.20			4.29		
24 那須町					4.6			2.25
25 那珂川町			11.5			4.30		
市 計	4	0	6	2	3	5	1	7
町 計	2	1	3	1	4	3	2	6
県 計	6	1	9	3	7	8	3	13

(参考) 衆議 令和7(2025)年10月30日
 県議 令和9(2027)年4月29日
 *○印は、統一地方選挙対象市町

参議 令和7(2025)年7月28日、令和10(2028)年7月25日
 知事 令和6(2024)年12月8日

各選挙管理委員会の概要

名称	中央選挙管理会	都道府県選挙管理委員会	市区町村選挙管理委員会
組織	5人の委員で組織される合議制の総務省附属機関	4人の委員で組織される合議制の独立した地方行政機関	4人の委員で組織される合議制の独立した地方行政機関
資格	国会議員以外の者で、参議院議員選挙の被選挙権を有する者	選挙権を有する者	選挙権を有する者
選任	国会の議決による指名に基づき、内閣総理大臣が任命	都道府県議会により選挙される。	市区町村議会により選挙される。
任期	3年	4年	4年
役割	衆議院及び参議院の比例代表選挙に関する事務を管理	衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙※、都道府県議会議員選挙、都道府県知事選挙に関する事務を管理	市区町村議会議員選挙、市区町村長選挙に関する事務を管理
衆・参比例	選挙日程の決定 投票用紙の作製(在外のみ) 候補者名簿の受理 当選者の決定 選挙費用の負担	投票用紙の作製(在外除く) 選挙結果の集計・報告	選挙人名簿登録事務 投票事務 開票事務
衆・参選挙区	選挙日程の決定(比例代表と同時) 投票用紙の作製(在外のみ) 選挙費用の負担	投票用紙の作製(在外除く) 選挙費用の決定 立候補届の受理 当選者の決定	選挙人名簿登録事務 投票事務 開票事務
県議・知事		選挙日程の決定 投票用紙の作製 立候補届の受理 当選者の決定 選挙費用の負担	選挙時登録 投票事務 開票事務
市区町村議・長			選挙日程の決定 選挙時登録 投票用紙の作製 立候補届の受理 投票事務 開票事務 当選者の決定 選挙費用の負担

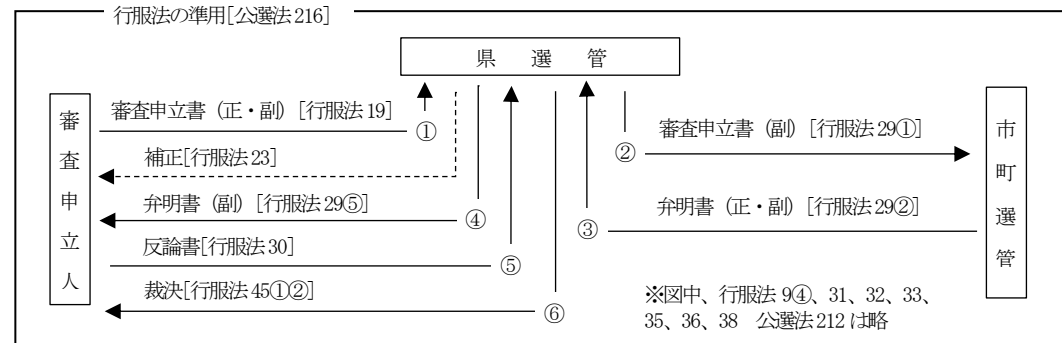
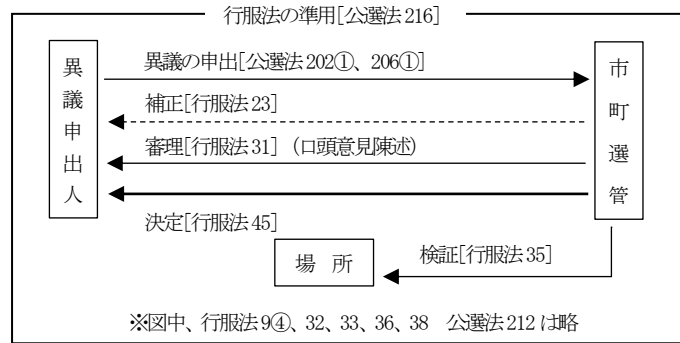
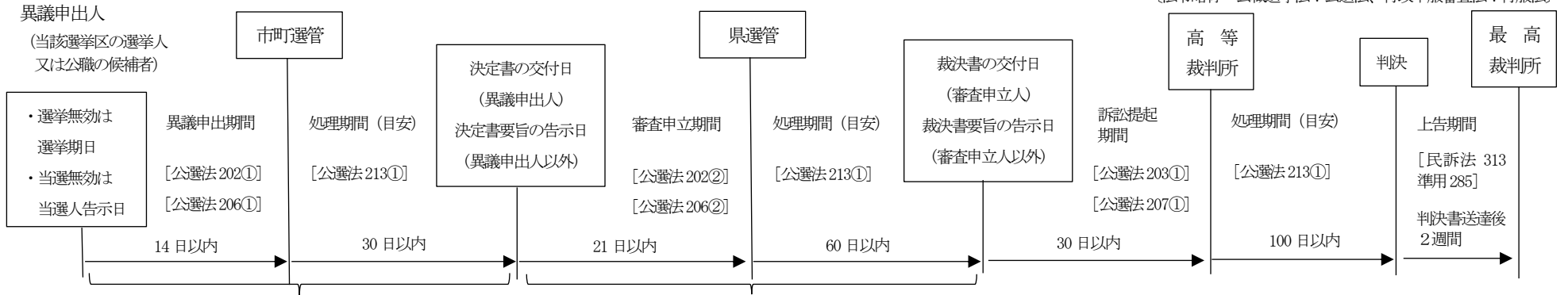
* 委員会の表記は選挙長の権限も含む

二重線内は、法定受託事務

※参議院合同選挙区では管理執行機関として、参議院合同選挙区選挙管理委員会が設置される。

市町選挙の争訟に係る処理フロー

[法令略称 公職選挙法：公選法、行政不服審査法：行服法]



行服法（条項要旨）

§ 19②（審査請求書の記載事項） ①氏名・住所、②審査請求に係る処分の内容、③審査請求の趣旨・理由、④審査請求の年月日

* 要件審理（前提審理） → 不適法の場合 § 23 により補正命令又は § 45①により却下。

§ 31（口頭意見陳述） 審査請求人又は参加人（利害関係人）の申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。[※1]

§ 32（証拠書類等の提出） 審査庁が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

§ 33（物件の提出要求） 審査庁は、審査請求人もしくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の提出を求めかつ、その提出された物件を留め置くことができる。

§ 35（検証） 審査庁は、審査請求等の申立又は職権で、場所の検証をすることができる。申立てによる検証の場合、日時等を通知し、立ち会う機会を与えなければならない。[※2]

§ 36（質問） 審査庁は、審査請求人もしくは参加人の申立てにより又は職権で、審理関係人に質問することができる。[※3]

§ 9④（職員による審理手続） 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に [※1・2・3] をさせることができる（職員の名によることが可）。

§ 38（提出書類等の閲覧等） 処分庁は処分理由物件を提出できる。審査請求人等は物件の閲覧を請求でき、審査庁は正当な理由があるときでなければ拒むことができない。審査庁は閲覧について、日時等を指定できる。

* § 29②（弁明書の提出） 弁明書の提出を求めることができる → 審査庁の自由裁量

* § 13（参加人） 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加できる。[一般の選挙人も利害関係人たる資格を有する] S44.1.21 行政実例

○ 公選法 § 212① 要旨 委員会が決定又は裁決のため必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる（職員の名によることは不可）。

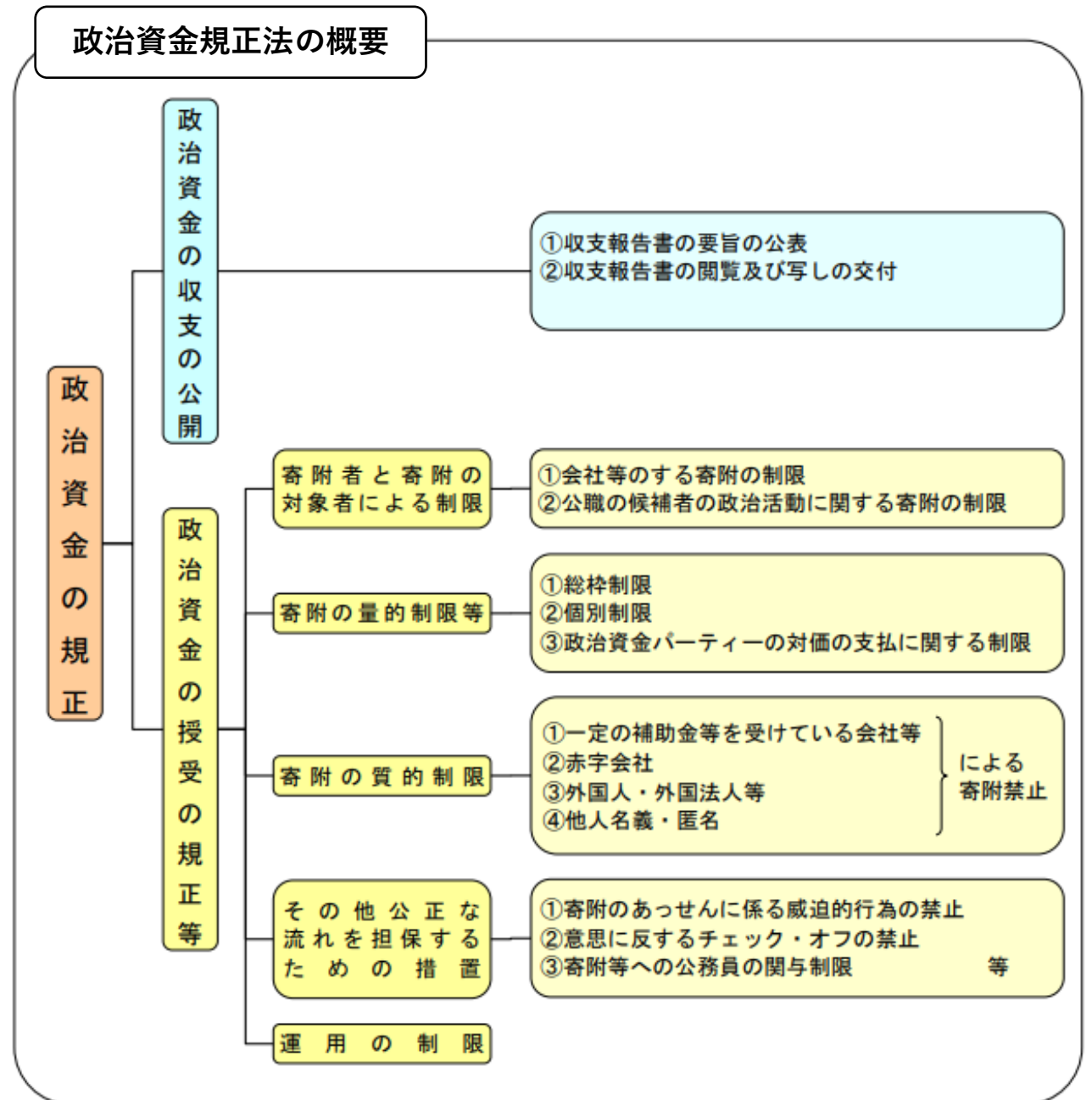
政治資金規正法について

< 政治資金規正法の目的 > (法第1条)

政治活動の**公明**、**公正**を確保



民主政治の健全な発達に
寄与する

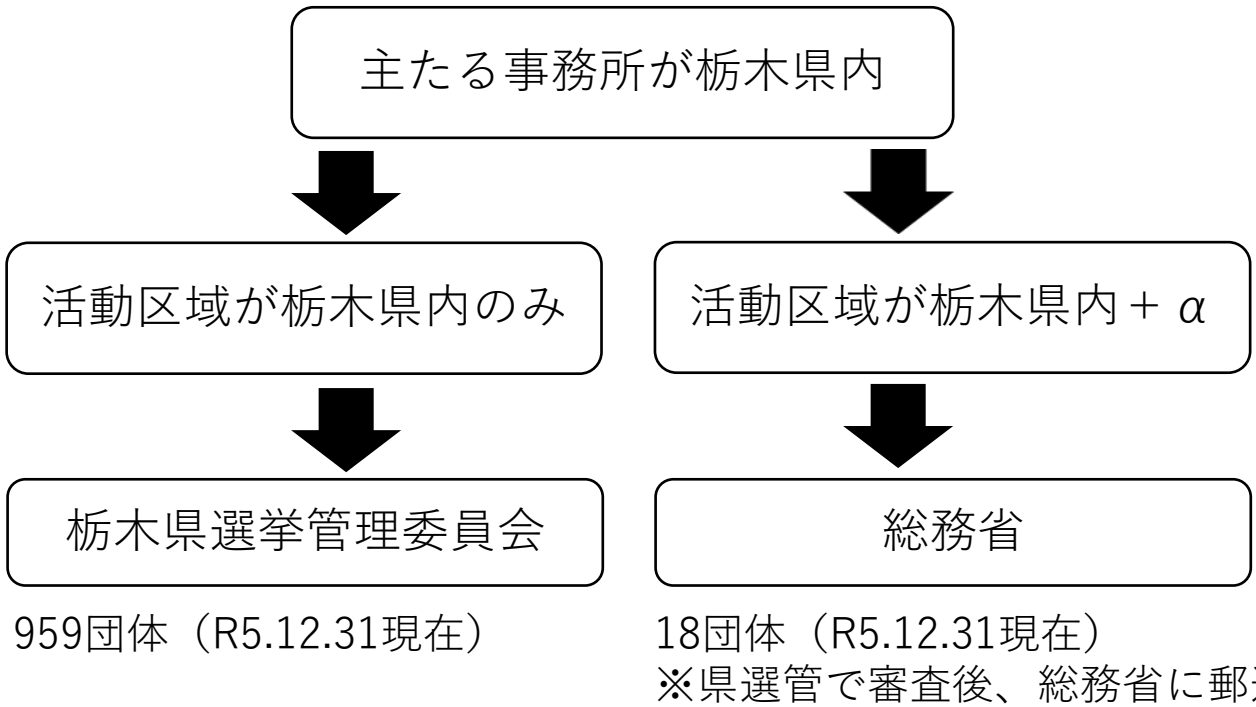


<政治資金収支報告書とは> (法第12条)

政治団体のその年におけるすべての収入及び支出について法で定める事項を記載したもの

<各種届出及び収支報告書の所管> (法第6条、12条)

<政治団体の区分> (法第3条、19条、19条の7)



<p>政党 所属国会議員が5人以上もしくは 国政選挙の得票率が2%以上の 政治団体 ※収支報告書は3月末日</p>	<p>国会議員関係 政治団体 ・国会議員が代表者の団体 (1号団体) ・寄附金控除制度の適用を受ける団体のうち、 国会議員を後援する団体 (2号団体) ※収支報告書は5月末日</p>
<p>その他の政治団体 政党以外の政治団体 ※収支報告書は3月末日</p>	
<p>資金管理団体 公職の候補者本人が代表者の団体 一つだけ指定が可能</p>	

<収支報告書の審査事項> (法第12条、31条)

- ・形式上の不備：添付すべき書面（領収書等の写し）がない、記載すべき事項の記載がない
- ・記載すべき事項の記載が不十分：記載内容が不明確、収入又は支出の積算に誤りがある

若年層の投票率向上推進プランの概要

このプランは、若年層や未来の有権者をターゲットとし、県選管が選挙啓発事業をより効果的に実施するための行動指針となるものです。

選挙における現状と課題

政治・選挙に対する
関心の低さ

政治教育の
不足

若年層の低投票率

とりわけ20歳代を中心とした若者の投票率が低い

社会に出ると政治・選挙に関する
学習の機会がない
etc...

県選管に求められること

- 選挙や政治に対する関心、意識向上の推進を図る工夫
- 児童生徒や学生、社会人をターゲットにした、踏み込んだ啓発
- 様々な組織等との連携の積極的な検討

プランの推進について

推進期間: 令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間

※ 各種事業の着実な改善・強化を推進するために、「重点取組事業」を毎年度決定し、PDCAサイクルにより柔軟に事業や目標設定の見直しを行います。

県選管の取組方針

取組方針Ⅰ 若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらう「惹きつける啓発活動」

- 概ね18歳から34歳までの生徒や社会人等に対する啓発
- 主に間近に控える選挙の投票率向上が目的
- 新規の啓発手法の検討に当たっては、「若者にとって魅力ある内容」を重視

取組例

- 新有権者向け選挙啓発資材の作成
- 若年層向けデジタル広告の配信
- 若年層を対象としたセミナー等の実施
- 社会人向け選挙啓発資料の作成
- など

取組方針Ⅱ 将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」

- 18歳未満の児童生徒等に対する啓発
- 主に将来行われる選挙の投票率向上が目的
- 新規の啓発手法の検討に当たっては、「体験活動」を重視

取組例

- 親子連れ投票促進事業の実施
- 体験を重視した内容による選挙出前講座の実施
- 投票所等における生徒による選挙啓発の実施
- など

取組方針Ⅲ 機関の垣根を越えた「社会総がかりの体制づくり」

- 市町選挙管理委員会や教育機関、企業、NPO法人などと連携協力して、多様な主体による啓発を行うための体制づくり
- 啓発を行う主体が増えることによる継続的な選挙啓発の強化が目的
(従来の啓発及び取組方針Ⅰ・Ⅱに基づく啓発を補強する視点)

取組例

- 企業等との連携の強化
- 家庭内における親子連れ投票等を通じた啓発の促進
- 教育委員会や学校との連携の強化
- とちぎ選挙ユースサロンの活動の強化
- 市町選挙管理委員会・市町明るい選挙推進協議会等との連携の強化
- など

市町選挙の結果について

○ 議員の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	選挙すべき者の数	候補者数	投票率	最下位当選人と最上位落選人との票差
上三川町	任期満了	12月24日	14	15	43.39%	73.108